

「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」（「事務ガイドライン」）

現 行	改 正 案
<p>第 1 部 証券会社等の監督関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <p>6．自己資本規制関係</p> <p>6-1 定義</p> <p>6-2 自己資本</p> <p>6-3 控除すべき固定資産等</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>6-4 市場リスク相当額</u></p> <p><u>6-5 オプション取引に係る市場リスク相当額</u></p> <p>6-6 相殺</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>6-7 取引先リスク相当額</u></p> <p><u>6-8 基礎的リスク相当額</u></p> <p><u>6-9 月次報告等</u></p> <p>(略)</p> <p>第 1 部 証券会社等の監督関係</p> <p>1．事務の取扱いに関する一般的事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1-1 証券会社の監督事務の取扱い</p> </div> <p>(略)</p>	<p>第 1 部 証券会社等の監督関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <p>6．自己資本規制関係</p> <p>6-1 定義</p> <p>6-2 自己資本</p> <p>6-3 控除すべき固定資産等</p> <p><u>6-4 リスク相当額</u></p> <p><u>6-5 市場リスク相当額</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>6-6 相殺</p> <p><u>6-7 分解法</u></p> <p><u>6-8 内部管理モデル方式</u></p> <p><u>6-9 取引先リスク相当額</u></p> <p><u>6-10 基礎的リスク相当額</u></p> <p><u>6-11 月次報告等</u></p> <p>(略)</p> <p>第 1 部 証券会社等の監督関係</p> <p>1．事務の取扱いに関する一般的事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1-1 証券会社の監督事務の取扱い</p> </div> <p>(略)</p>

1-1-2 金融監督庁長官への協議

(略)

①~⑫ (略)

(新設)

1-1-3 金融監督庁長官への報告

(1)~(8) (略)

(新設)

(略)

2. 登録申請関係

2-1 登録申請書及び添付書類の受理にあたっての留意事項

(略)

2-1-5 その他

(1) 法第28条の4第10号に規定する登録基準の審査にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ① 営もうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置されていること。
- ② 内部管理体制が整備されていること。

1-1-2 金融監督庁長官への協議

(略)

①~⑫ (略)

⑬ 証券会社の自己資本規制に関する命令第9条の規定による内部管理モデル方式の承認

1-1-3 金融監督庁長官への報告

(1)~(8) (略)

(9) 財務局長は、財務局監理証券会社の前営業年度における登録免許税（登録免許税法第2条に規定する登録免許税）の納付状況を調査し、毎年4月30日までに金融監督庁長官へ報告すること。

(略)

2. 登録申請関係

2-1 登録申請書及び添付書類の受理にあたっての留意事項

(略)

2-1-5 その他

(1) 法第28条の4第10号に規定する証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類を参考としつつ、ヒアリングにより次の点を確認するものとする。

- ① 営もうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。
- ② 次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
 - イ 法定帳簿・報告書等の作成、管理
 - ロ ディスクロージャー
 - ハ 顧客資産の分別保管
 - ニ リスク管理

- ③ 役職員の中に証券業務を3年以上経験した者が確保されていること。
(略)

3. 証券会社の監督事務
(略)

3-2 その他業務に係る留意事項

3-2-1 その他業務に係る届出の受理にあたっての留意事項

法第34条第2項に規定する業務の届出の受理にあたっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。

なお、合致しない業務については、法第34条第4項の規定による承認申請を行わせるものとする。

(1) 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 業務の範囲

通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務は、次に掲げる業務をいう。

- イ 外国為替取引等に関する契約の締結
- ロ 外国為替取引等に関する契約の締結の媒介
- ハ イの契約に伴う担保設定契約の締結又は保証約定書等の受入れ
- ニ その他上記に付随する事務

② リスク管理

当該業務に係るリスク管理の方法について、次の事項が整備されていること。

- ホ 電算システム管理
- ヘ 売買管理、顧客管理
- ト 苦情・トラブル処理
- チ 内部監査

- ③ 常勤役職員の中に証券業務を3年以上経験した者が複数確保されていること。
(略)

3. 証券会社の監督事務
(略)

3-2 その他業務に係る留意事項

3-2-1 その他業務に係る届出の受理にあたっての留意事項

法第34条第2項に規定する業務の届出の受理にあたっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。

なお、合致しない業務については、法第34条第4項の規定による承認申請を行わせるものとする。

(1) 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 業務の範囲

通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務は、次に掲げる業務をいう。

- イ 外国為替取引等に関する契約の締結
- ロ 外国為替取引等に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理
- ハ イの契約に伴う担保設定契約の締結又は保証約定書等の受入れ
- ニ その他上記に付随する事務

② リスク管理

当該業務に係るリスク管理の方法について、次の事項が整備されていること。

イ 市場リスクの管理

- a 市場リスクのポジション限度枠が設定されていること。
- b 日々のポジション限度枠の適用状況の管理方法が定められていること。
- c 他の部署によるポジション管理状況の点検方法が定められていること。

ロ 信用リスクの管理

- a 顧客の属性ごとに合理的な与信限度枠が設定されていること。
- b 顧客と取引（信用リスクが軽微であるものとしてあらかじめ定められた取引を除く。）を行おうとするときの審査方法が定められていること。
- c 日々のポジション限度枠の適用状況の管理方法が定められていること。
- d 他の部署によるポジション管理状況の点検方法が定められていること。

③～⑤（略）

⑥ 当該取引に係る契約の締結の媒介

自社が媒介した契約の当事者には、上記④に規定する基本契約書その他の契約書を締結する旨社内取扱規程が整備されているか留意するものとする。

なお、当該取引に係る契約の締結の媒介のみを営む証券会社にあつては、上記

②、③、④及び⑤について整備する必要はないものとする。

(2)～(6)（略）

（略）

3-3 累積投資業務に係る留意事項

法第34条第1項第8号に規定する累積投資契約の締結業務を行うに当たっては、以下の業務の内容及び方法に留意して行うこと。

(1)～(10)（略）

(11) 株券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

①～③（略）

イ 市場リスクの管理

- a 市場リスクのポジション限度枠が設定されていること。
- b 日々のポジション限度枠の適用状況の管理方法が定められていること。
- c 他の部署によるポジション管理状況の点検方法が定められていること。

ロ 信用リスクの管理

- a 顧客の属性別に合理的な与信限度枠が設定されていること。
- b 顧客と取引（信用リスクが軽微であるものとしてあらかじめ定められた取引を除く。）を行おうとするときの審査方法が定められていること。
- c 日々のポジション限度枠の適用状況の管理方法が定められていること。
- d 他の部署によるポジション管理状況の点検方法が定められていること。

③～⑤（略）

⑥ 当該取引に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理

自社が媒介、取次ぎ又は代理した契約の当事者には、上記④に規定する基本契約書その他の契約書を締結する旨社内取扱規程が整備されているか留意するものとする。

なお、当該取引に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理のみを営む証券会社

にあつては、上記②、③、④及び⑤について整備する必要はないものとする。

(2)～(6)（略）

（略）

3-3 累積投資業務に係る留意事項

法第34条第1項第8号に規定する累積投資契約の締結業務を行うに当たっては、以下の業務の内容及び方法に留意して行うこと。

(1)～(10)（略）

(11) 株券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

①～③（略）

④ 買付けられた株券は、顧客（③の場合において証券会社が顧客と共同で買付けた株券については、証券会社を含む。）が共同して持分権を取得（共有）し、払込金額（③の場合において証券会社が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。）の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた株券の名義は証券会社名義とするが、一の顧客の共有持分が単位株数に達した時点で単位株に分割することとし、当該単位株については、本累積投資契約の適用を受けないこと。

⑤・⑥（略）

(12)（略）

（略）

3-9 法定帳簿の省略等に係る留意事項

3-9-1 法定帳簿の省略等の承認

証券会社に関する命令第60条第3項の規定による法定帳簿の省略等の承認は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2)（略）

(3) 受渡計算書は、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に限り、その省略等を承認するものとし、③又は④に該当する場合の承認にあつては、社内規則の整備が図られていることを確認するものとする。

①～⑤（略）

⑥ ①から⑤までに掲げる場合以外のMMF、中期国債ファンド又は証券総合口座用ファンドの買付け又は売付け等について、受渡計算書に代えて、定期的に通知書を作成し交付する場合であつて、次に掲げる要件（受渡し（証券会社以外の現金自動支払機等によるものに限る。）の都度、受渡金額及び当該受渡し後における寄託証券残高に係る金額を記載した書面を作成し交付する場合にあつては、イ

④ 買付けられた株券は、顧客（③の場合において証券会社が顧客と共同で買付けた株券については、証券会社を含む。）が共同して持分権を取得（共有）し、払込金額（③の場合において証券会社が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。）の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた株券の名義は証券会社名義とするが、一の顧客の共有持分が単位株数に達した場合には、それ以降はじめて到来する当該株券の発行会社の期末日等商法第224条の3第1項の規定に基づく権利確定日までに単位株に分割することとし、当該単位株については、本累積投資契約の適用を受けないこと。

⑤・⑥（略）

(12)（略）

（略）

3-9 法定帳簿の省略等に係る留意事項

3-9-1 法定帳簿の省略等の承認

証券会社に関する命令第60条第3項の規定による法定帳簿の省略等の承認は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2)（略）

(3) 受渡計算書は、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に限り、その省略等を承認するものとし、③又は④に該当する場合の承認にあつては、社内規則の整備が図られていることを確認するものとする。

①～⑤（略）

⑥ ①から⑤までに掲げる場合以外のMMF、中期国債ファンド又は証券総合口座用ファンドの買付け又は売付け等について、受渡計算書に代えて、定期的に通知書を作成し交付する場合であつて、次に掲げる要件（受渡し（現金自動支払機等によるものに限る。）の都度、受渡金額及び当該受渡し後における寄託証券残高に係る金額を記載した書面を作成し交付する場合にあつては、イに掲げる要件を

に掲げる要件を除く。)のすべてに該当する場合

イ 顧客との間で受渡計算書不発行の契約書を取り交わし、顧客の同意を得ること。

ロ 最低限、証券会社に関する命令別表第8の3の受渡計算書に規定する受渡計算書の必要記載事項及び期間末日における寄託証券残高を通知書に記載すること。

ハ 通知書は、①から⑤までに掲げる場合以外のMMF、中期国債ファンド又は証券総合口座用ファンドの買付け又は売付け等の取引日から起算して1月以内又は契約で定める期間の末日より2週間以内に作成し交付すること。

(4) (略)

(略)

6 自己資本規制関係

6-1 定義

(1) 証券会社の自己資本規制に関する省令(平成4年大蔵省令第67号。6において「自己資本省令」という。)第1条第1号に規定する有価証券等は、約定ベースにより把握するものとする。ただし、株券、転換社債券、新株引受権付社債券及び受益証券については受渡しベースとすることを認めるものとする。

除く。)のすべてに該当する場合

イ 顧客との間で受渡計算書不発行の契約書を取り交わし、顧客の同意を得ること。

ロ 最低限、証券会社に関する命令別表第8の3の受渡計算書に規定する受渡計算書の必要記載事項及び期間末日における寄託証券残高を通知書に記載すること。

ハ 通知書は、①から⑤までに掲げる場合以外のMMF、中期国債ファンド又は証券総合口座用ファンドの買付け又は売付け等の取引日から起算して1月以内又は契約で定める期間の末日より2週間以内に作成し交付すること。

(4) (略)

(略)

6 自己資本規制関係

6-1 定義

(1) 証券会社の自己資本規制に関する命令(平成11年総理府令・大蔵省令第28号。6において「自己資本命令」という。)第1条第1号に規定する有価証券等は、原則として、約定ベースにより把握することを求めるものとする。ただし、システム面の対応等やむを得ない理由により、約定ベースでの把握が困難と認められる証券会社(外国証券会社を含む。以下6において同じ。)については、受渡しベースとすることを認めるものとする。この場合において、自己資本命令第13条第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書の提出にあたっては、自己資本命令別紙様式第1号(第2面)中欄外に受渡しベースで把握している有価証券等を付記することを求めるものとする。

(2) (1)の規定により、受渡しベースでの把握を認めた証券会社に対しては、できる限り早期に約定ベースでの把握により自己資本命令第13条第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書を作成、提出することを求めて行くこととする。

(2) 自己資本省令第1条第7号二に規定する有価証券等であって政府保証債、金融債等客観的な市場価格が得られるものについては、当該客観的な市場価格により評価することを認めるものとする。

(新設)

(3) 自己資本省令別表第1に掲げる有価証券等の空売り又は借り入れた有価証券等の売付けに係る取引については、当該有価証券等の区分による。この場合の市場リスク相当額の計算期間は、売付け又は借入れに係る同一の有価証券等の買付けまでの期間とする。

6-2 自己資本

(1) 自己資本省令第2条第4号に規定するその他資本金に準ずる性質を有するものとは、新株式払込金又は新株式申込証拠金をいう。

(2) 自己資本省令第2条第5号に規定する投資有価証券には、長期差入保証金代用有価証券を含むものとする。

(3) 自己資本省令第2条第5号に規定するホに掲げる劣後特約付借入金は、その返済期日までの期間が1年以上のもので、かつ、借入れに係る契約書に「証券取引法(昭和23年法律第25号)第52条第1項に規定する自己資本規制比率が120%を下回るおそれがある場合には、元利金の支払いを行わない。」旨の内容の劣後特約を明記したもの

(3) 自己資本規制比率が140%以下となった証券会社が、自己資本命令第13条第4項の規定により、自己資本規制比率に関する届出書を提出するにあたっては、自己資本命令第1条第1号に規定する有価証券等は、約定ベースにより把握することを求めるものとする。

(削除)

(4) 日本証券業協会の会員への通知文書「証券会社のトレーディング業務に係る特定取引勘定の設置認可申請手続き等について」(平成9年2月27日付日証協(会)9第98号)により示された「約定基準時価会計における時価算定基準」に基づき算出した有価証券等の時価額は、自己資本命令第1条第1項第13号ホに規定する合理的な方法により算出した価額と判断して差し支えない。

(5) 自己資本命令別表第1及び第2に掲げる有価証券等の空売り又は借り入れた有価証券等の売付けに係る取引については、当該有価証券等の区分による。この場合の市場リスク相当額の計算期間は、売付け又は借入れに係る同一の有価証券等の買付けまでの期間とする。

6-2 自己資本

(削除)

(削除)

(削除)

をいう。

(4) 自己資本省令第2条第5号に規定するホに掲げる劣後特約付借入金の承認申請を行おうとする証券会社又は外国証券会社に対しては、次の①から⑩までに掲げる事項を記載した承認申請書及び⑪に掲げる添付書類の提出を求めるものとする。

① 借入総額（借入れが外貨をもって行われるときは外貨額及び円貨換算額）

② 現在の劣後特約付借入金残高

③ 借入後の劣後特約付借入金残高

④ 借入理由

⑤ 借入予定日

⑥ 借入先

⑦ 借入期間

⑧ 借入金利

⑨ 借入前後の自己資本規制比率の推移

⑩ その他参考事項

⑪ 借入れに係る契約書の写し

(5) 証券会社又は外国証券会社が劣後特約付借入金を返済（新たな劣後特約付借入金への借り換えを含む。）する場合又は外国証券会社の支店が劣後特約付借入金を国外へ持ち出す場合（劣後特約付借入金を支店における持込資本金へ組み入れる場合を含む。）には、あらかじめ届出書の提出を求めるものとし、記載内容については4)に準ずることとする。

（新設）

(6) 自己資本省令第2条第5号に規定するホに掲げる劣後特約付借入金を借り入れた証券会社又は外国証券会社に対しては、自己資本省令別紙様式中欄外に劣後特約付借入金の貸借対照表上の計上科目を付記することを求めるものとする。

（新設）

（削除）

（削除）

(1) 自己資本命令第2条第1項第5号八に掲げる一般貸倒引当金とは、貸倒引当金のうち法人税法（昭和40年法律第34号）第52条第1項第2号に該当するものをいう。

(2) 劣後特約付借入金、劣後特約付社債又は匿名組合契約出資金を補完的項目に算入した証券会社に対しては、自己資本命令別紙様式第1号（第1面）中欄外に劣後特約付借入金、劣後特約付社債又は匿名組合契約出資金の貸借対照表上の計上科目を付記することを求めるものとする。

(3) 外貨建ての劣後ローンを補完的項目に算入している証券会社については、計算を行

6-3 控除すべき固定資産等

(1) 自己資本省令第3条第1項第1号に掲げる固定資産のうち、長期差入保証金代用有価証券及び第三者のために担保に供されている上場投資有価証券等がある場合には、当該全額を固定資産とする。

(新設)

(2) 自己資本省令第3条第1項第4号に掲げる前払金のうち、仕入にかかる消費税の前払金がある場合には、その他の預り金に計上した売上にかかる消費税の額を限度として前払金に含めないことができるものとする。

(新設)

(3) 自己資本省令第3条第2項に規定する証券会社が自己の債務の担保に供することにより自己資本規制に関する計算において流動性を有するとみなすことが適当であると認められるものについて、当該固定資産の流動性に相当する額とは、次に掲げる固定資産の区分に応じ、当該次に定める額をいう。

① 当該担保に供されている建物 当該建物を担保にした借入金の額、当該建物の時価額（固定資産税評価額等により合理的に算出した額）又は当該建物の帳簿価額のうちいずれか少ない額

う日の外国為替相場の仲値を用い、円貨に換算することに留意する。

6-3 控除すべき固定資産等

(削除)

(1) 自己資本命令第3条第1項第5号の規定は、短期貸付金の額のうち劣後特約付借入金の額、劣後特約付社債の保有額及び匿名組合契約に基づく出資金の額の合計額に相当する額の自己資本の額からの控除を課したものであり、当該短期貸付金の額から当該合計額を控除した結果の残額について取引先リスク相当額を算出しなければならないことに留意する。

(2) 自己資本命令第3条第1項第7号に掲げる前払金には、仕入にかかる消費税の前払金であって、その他の預り金に計上した売上にかかる消費税の額までの額を含めないことに留意する。

(3) 自己資本命令第3条第1項第12号の規定は、自己資本規制比率を向上させる目的で証券会社が出資又は劣後特約付借入金等を受け入れている場合に、事前又は事後にかかわらず、当該証券会社が、直接出資者若しくは債権者等に対して、又は第三者を経由して、コマーシャル・ペーパー又は社債を購入することにより資金を還流させている場合をいうことに留意する。

(削除)

② 当該担保に供されている土地 当該土地を担保にした借入金の額、当該土地の時価額（路線価額等により合理的に算出した額）又は当該土地の帳簿価額のうちいずれか少ない額

③ 当該担保に供されている上場投資有価証券等 当該上場投資有価証券等を担保にした借入金の額、当該上場投資有価証券等の時価額に 100分の90を乗じて得られる額又は当該上場投資有価証券等の帳簿価額のうちいずれか少ない額

④ 当該担保に供されている投資有価証券（上場投資有価証券等を除く。） 当該投資有価証券を担保にした借入金の額又は当該投資有価証券の帳簿価額のうちいずれか少ない額

(4) (3)に規定する借入金が、2以上の資産を担保としている借入金である場合には、その担保となっている全資産の帳簿価額の比により当該借入金を按分して(3)に掲げる固定資産のみを担保にした借入金の額をそれぞれ算出することとする。

(5) 証券会社又は外国証券会社が、(3)の②に規定する計算をした場合には、時価額の具体的な算出方法並びにこれと比較した借入金の額及び帳簿価額を自己資本省令第11条に規定する自己資本規制に関する報告書に添付して提出することを求めるものとする。

(6) 自己資本省令第3条第2項に規定する証券会社が自己の債務の担保に供することにより自己資本規制に関する計算において流動性を有するとみなすことが適当であると認められるものとして投資有価証券について(3)の規定により計算して得られる額を当該投資有価証券の帳簿価額が超える場合には、その超える額を固定資産に含めることとする。

(7) 自己資本省令第3条第3項に規定する親族とは、配偶者並びに二親等内の血族及び姻族をいう。

(新設)

(削除)

(4) 証券会社が、自己資本命令第3条第2項の規定に基づき同条第1項第1号に規定する固定資産から控除した場合には、時価額及びその具体的な算出方法並びにこれと比較した借入金の額及び帳簿価額を自己資本命令第13条第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書に添付して提出することを求めるものとする。

(削除)

(削除)

6-4 リスク相当額

(1) 自己資本命令第4条第4項に規定する業務の態様に応じた合理的な方法とは、次に

掲げる業容に応じ次に定める方法であることに留意する。

① 特定取引勘定設置証券会社については、毎営業日、重要性が著しく乏しいものを除き、すべての有価証券等の時価額（月末以外は必ずしも客観性の検証を行った時価である必要はないこととする。）及び別表第13に掲げるすべての取引の契約額及びすべての資産の額を把握し、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を把握する方法とする。ただし、デリバティブ取引（有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を除く。）に係る市場リスク相当額及び取引先リスク相当額については、自己資本命令に規定する算出方法に準じた概算ベースによる把握も合理的な方法とみなすことができるものとし、未収入金及び未収収益について、金融収益に係るもの及び経過的に約定日に計上されるもの（受渡日に入金されなかったものを除く。）を除くことも合理的な方法に含まれると解するものとする。

② 上記以外の証券会社のうち、市場リスク相当額の算出方法に分解法を選択する者については、毎営業日、重要性が著しく乏しいものを除き、すべての有価証券等について約定ベースによる時価額（月末以外は必ずしも客観性の検証を行った公正な時価である必要はないこととする。）及び別表第13に掲げる取引のうち主要なものの契約額及び資産のうち主要なものの額（未収収益のうち金融収益にかかるものを除く。）を把握し、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を把握する方法とする。ただし、デリバティブ取引（有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を除く。）に係る市場リスク相当額及び取引先リスク相当額については、自己資本命令に規定する算出方法に準じた概算ベースによる把握も合理的な方法とみなすことができる。ただし、分解法の使用に伴う広範な相殺規定に対応する相応のリスク管理及び保有有価証券の約定ベースでの時価額の把握が、適切に行われているかどうかを、適宜、確認するものとする。なお、同趣旨から、当該証券会社に対しては、特定取引勘定の設置を促していくものとする。

③ 上記以外の証券会社については、市場リスク相当額については、株式、自己資本命令第1条第1項第15号に規定するその他の債券及び自己資本命令第5条第5項第1号に規定する指定国以外の国で発行された有価証券等、相対的にリスクが高い、

6-4 市場リスク相当額

- (1) 自己資本省令第5条第1項第3号の規定により承認を受ける必要があるものは、原則として、法第2条第8項第3号の2に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、証券会社に関する命令（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）第24条各号に掲げるもの及び法第34条第4項の承認を受けた業務により保有する資産とする。
- (2) 自己資本省令第5条第1項第3号の規定に基づき、金融監督庁長官又は財務局長（

又は、流動性に乏しい有価証券については、固定化されていない自己資本の額に比しポジションが恒常的に小さい等、重要性が乏しいものでない限り、毎営業日、市場リスク相当額を把握する方法とする。取引先リスク相当額については、別表第13に掲げる取引のうち主要なものの契約額及び資産のうち主要なものの額（未収収益のうち金融収益に係るものを除く。）について、毎営業日、把握する方法とする。

- (2) (1)③の規定にかかわらず、特定取引勘定設置証券会社以外の証券会社においても、固定化されていない自己資本の額に比し市場リスク相当額が10%程度を超えるようなポジションを保有する等、より適正なポジションの把握が必要と認められる者に対しては、約定ベースによる有価証券等の時価額の把握を求めるものとする。ただし、上記の状況を恒常的に続けようとする証券会社に対しては、当分の間は、受渡しベースでの把握を認めるものとするが、原則として、特定取引勘定の設置を求めていくものとする。
- (3) 自己資本規制比率が140%以下となった証券会社が自己資本命令第13条第5項の規定に基づき市場リスク相当額を算出する場合には、すべての有価証券について約定ベースの時価額の把握を求めるものとする。
- (4) 自己資本命令第4条第4項に規定する「把握する」とは、リスク管理について責任を負っている取締役が了知している状態をいう。
- (5) 保有する有価証券のうち貸し付けたものについては、市場リスク相当額に加えて取引先リスク相当額を算出することに留意する。

6-5 市場リスク相当額

（削除）

（削除）

以下6において「金融監督庁長官等」という。)の承認を受けようとする証券会社又は外国証券会社に対しては、次の①から③までに掲げる事項を記載した承認申請書並びに④及び⑤に掲げる添付書類の提出を求めるものとする。

① 保有する有価証券等その他の資産の種類

② 市場リスク相当額の算出方式

③ 算出方式に関する説明

④ 算出方式の根拠となる資料

⑤ 市場リスク相当額の複数の具体的な算出事例

(3) 自己資本省令第5条第1項第4号の市場リスク相当額の計算に当たっては、外国通貨をもって表示される資産（貸借対照表に記載されない債権を含む。）及び外国通貨をもって表示される負債（貸借対照表に記載されない債務を含む。）から、自己資本省令第3条第1項に規定する固定資産その他の総額から、大蔵省令で定めるものその他の金融監督庁長官等が認めたものを除くことができる。

(4) 自己資本省令第5条第2項に規定する同一の発行者が発行する有価証券等を保有することにより市場リスク相当額が増加すると認められる場合において、当該市場リスク相当額に加えるべき額は、次に掲げる区分に応じ、当該次に掲げる額とする。

① 同一の発行者が発行する有価証券等（国、地方公共団体、OECD加盟国政府の発行する有価証券等若しくは特別の法律により法人の発行する有価証券等又は引受期間中の有価証券等を除く。②において同じ。）の保有額が固定化されていない自己資本の額の25%を超え50%以下の場合 当該有価証券等の市場リスク相当額の50%

② 同一の発行者が発行する有価証券等の保有額が固定化されていない自己資本の額の50%を超える場合 当該有価証券等の市場リスク相当額

③ 同一の発行者が発行する株券（引受期間中の株券を除く。④において同じ。）の保有額が当該発行者の発行済株式の総数に時価額を乗じて得られる額の5%を超え25%以下の場合 当該株券の市場リスク相当額の50%

④ 同一の発行者が発行する株券の保有額が当該発行者の発行済株式の総数に時価額

(1) 自己資本命令第6条第1項第3号の市場リスク相当額の計算に当たっては、外国通貨をもって表示される資産（貸借対照表に記載されない債権を含む。）及び外国通貨をもって表示される負債（貸借対照表に記載されない債務を含む。）に、自己資本命令第3条第1項各号の規定により自己資本の額から控除した額を含めることを求めるものではない。

（削除）

を乗じて得られる額の25%を超える場合 当該株券の市場リスク相当額

- (5) 自己資本省令別表第1の備考2に規定する引受期間中の有価証券等の市場リスク相当額の計算における認識時点は、販売委託額については販売委託の契約日、また、顧客からの申込額については入金の確認日とする。

(新設)

(新設)

(削除)

- (2) 自己資本命令第5条第7項に規定する「合理的な理由」とは、次に掲げるものをいい、証券会社がリスク・カテゴリごと又は業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合には、当該証券会社が適切に市場リスク相当額を算出しているかどうかを、ヒアリング等により、適宜、確認するものとし、自己資本命令第13条第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書の提出にあたっては適正な記載を求めるものとする。

① リスク・カテゴリごとに市場リスク相当額の算出方法を選択する場合

イ リスク・カテゴリごとに市場リスク相当額を算出することにより、より適切にリスクが把握される場合であって、市場リスク全体を統一的に把握する部署が他の部署から独立して存在している場合

ロ 個別法と他の算出方法が混在する場合には、市場リスク相当額の算出方法を全体として分解法又は内部管理モデル方式に移行させる方針が明確となっている場合

② 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択する場合で次に掲げる場合

イ 業務の種類ごとに市場リスク相当額を算出することにより、より適切にリスクが把握される場合であって、市場リスク全体を統一的に把握する部署によりリスク・カテゴリごとの市場リスク相当額が把握される体制となっている場合

ロ 個別法と他の算出方法が混在する場合には、市場リスク相当額の算出方法を全体として分解法又は内部管理モデル方式に移行させる方針が明確となっている場合であって、個別法を用いている業務に係る有価証券等と他の業務に係る有価証券等との相殺を行わないこととしている場合

- (3) 自己資本命令別表第1有価証券等の区分の欄のうち金融先物取引には、通貨先物取引を含むことに留意する。

(6) 自己資本省令第5条第1項第3号の規定により算出した市場リスク相当額及び同令別表第1の有価証券等の区分欄のうち著しく流動性の低い債券その他の有価証券等の区分欄に該当する有価証券その他の資産の市場リスク相当額の自己資本省令第11条に規定する別紙様式への記載については「4 リスク相当額」の「(1) 市場リスク相当額」の「合計(D)」欄の上欄に必要な欄を設け、適宜記載するものとする。

6-5 オプション取引に係る市場リスク相当額

(1) 自己資本省令第6条第1項に規定するオプション取引に係る原証券等が自己資本省令第1条第7号ニに該当する場合であって、額面金額で計算できないものについては、合理的な価額により計算するものとする。

(2) 自己資本省令第6条第2項に規定する個々のオプション取引に係る市場リスク相当額を他の方法により客観的に計算することができ、かつ、証券会社がその方法により計算している場合におけるオプション取引に係る市場リスク相当額は、次に掲げる区分に応じ、当該次に定める額とする。

① オプション取引に係る取引証拠金（海外におけるこれに準ずるものを含む。以下同じ。）を証券取引所に預託している場合 当該預託すべき取引証拠金（当該取引証拠金に追加差入れ義務が生じた場合には、追加額を含む。）の額

② オプションの買いの場合 オプションの額

③ オプションの売りでアウト・オブ・ザ・マネーの状態の場合 原証券等の時価額にリスク・ウェイトを乗じて得られる額からアウト・オブ・ザ・マネーの額（行使価格と原証券等の時価との差額）を控除した額

(3) 自己資本省令第6条第1項及び第2項の規定によりオプション取引に係る市場リスク相当額の計算を行う方式をA方式という。

(4) 自己資本省令第6条第3項に規定する証券会社が複数のオプション取引について合理的な仕組みに基づきこれらのオプション取引に係る原証券等の価格の変動その他の理由により発生し得る危険を管理している場合におけるオプション取引に係る市場リ

(4) 自己資本命令別表第2有価証券等の区分欄のうち著しく流動性の低い債券その他の有価証券等の区分欄に該当する有価証券その他の資産の市場リスク相当額の自己資本命令別紙様式第1号への記載については、「4 リスク相当額」の「(1)-a市場リスク相当額」の「合計(D)」欄の上欄又は「(1)-b市場リスク相当額」の「小計」欄の上欄に必要な欄を設け、適宜記載するものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

スク相当額の計算（以下「B方式」という。）は、次に掲げる具体的審査項目を基準として金融監督庁長官等が認めた場合に限り行うことができる。

- ① オプション取引の種類及び取引の形態
- ② 他の取引との区分管理の状況
- ③ 市場リスクの管理者及び自己資本規制全体の管理者の有無
- ④ デルタ及びガンマ等のリスク指標の日々正確に計算可能なシステムの有無
- ⑤ 海外等で使用済のものか、新規開発のものか
- ⑥ システムを使いこなせる複数の役職員の存在
- ⑦ 根拠資料を基にした理論的に十分な説明
- ⑧ 具体的な事例
- ⑨ 他商品との相殺を行う場合は、相殺係数及び最適ヘッジ比率等
- ⑩ その他社内管理体制の状況等

(5) 自己資本省令第6条第3項に規定するB方式の計算における一定の数値とは、システムにより算出されるデルタをいう。

(削除)

また、ネット・ガンマが負になる場合には、自己資本省令第6条第3項の規定により算出した市場リスク相当額に次の式で算出される額を加算しなければならない。

$$\frac{1}{2} \times \text{ネット・ガンマの絶対値} \times (\text{原証券等の時価} \times \text{原証券等のリスク・ウエイト})^2$$

×倍数

(注)

- ① ネット・デルタとは、原証券等が同一のオプションについて、デルタ（オプションの価格 / 原証券等の価格）を合計したものをいう。
- ② ネット・ガンマとは、原証券等が同一のオプションについて、ガンマ（デルタ / 原証券等の価格）を合計したものをいう。
- ③ 倍数とは、デルタおよびガンマを基に計算されたリスクを金額ベースに直すために使用する係数をいう。

(6) 自己資本省令第6条第3項に規定する合理的な仕組みに基づきリスクを管理している場合におけるオプション取引に係る市場リスク相当額の計算であってB方式によら

(削除)

ない場合は、金融監督庁長官等が認めた場合に限り、当該証券会社の方式で計算することができる。

6-6 相殺

(1) 自己資本省令第7条に規定する証券会社が保有する有価証券等の中に同時に存在することにより当該有価証券等の価格の変動その他の理由により発生し得る危険が減少することとなる関係のものが対当し、当該減少することとなる危険の額が客観的に明らかにされている場合における市場リスク相当額は、次に掲げる区分に応じ、当該次に定める額とする。

① 国債証券、一般債証券又は国債証券に係る有価証券先物取引間（それぞれ6-別表1に掲げる相殺関係の区分に該当するものに限る。）それぞれの有価証券等について自己資本省令第5条第1項の規定により算出された市場リスク相当額の差額

② 国債証券、一般債証券又は国債証券に係る有価証券先物取引間（それぞれ同一の通貨をもって額が表示されるものであって、有価証券等に係る残存期間（国債証券に係る有価証券先物取引については当該標準物の償還期限をいう。）がともに1年以下のもの又はともに1年を超えるものに限る。ただし、①に掲げるものを除く。）

6-別表3に掲げる相殺関係の区分に応じ、それぞれの有価証券等について自己資本省令第5条第1項第1号の規定により算出された市場リスク相当額のうち額の小さい方の市場リスク相当額に同表に掲げる相殺係数を乗じて得られる額とそれぞれの有価証券等の市場リスク相当額の差額との合計額

③ 株券又は株券に係る有価証券指数等先物取引間（それぞれ6-別表2に掲げる相殺関係の区分に該当するものに限る。）それぞれの有価証券等について自己資本省令第5条第1項第1号の規定により算出された市場リスク相当額の差額

④ 株券、株券に係る有価証券指数等先物取引又は日経300上場投信間（③に掲げるものを除く。）6-別表3に掲げる相殺関係の区分に応じ、それぞれの有価証券等について自己資本省令第5条第1項第1号の規定により算出された市場リスク相当額のうち

6-6 相殺

（削除）

ち額の小さい方の市場リスク相当額と同表に掲げる相殺係数を乗じて得られる額とそれぞれの有価証券等の市場リスク相当額の差額との合計額

⑤ 譲渡性預金証書、円建銀行引受手形、コマーシャル・ペーパー又は金融先物取引間それぞれ、国債証券とみなして①又は②の規定により計算して得られる額

⑥ 転換社債券の転換請求又は新株引受権証書（新株引受権証券を含む。）の権利行使を行うことによって取得する株券とこれと同一銘柄の株券による売付け間 ①の規定を準用して得られる額

⑦ B方式を行うことが認められた証券会社におけるオプション取引と他の有価証券等間 ①から④までの規定により計算して得られる額

(削除)

⑧ オプション取引を原証券等のヘッジ目的で保有する場合で次に掲げる場合

(削除)

イ オプションがディープ・イン・ザ・マネーの状態 当該オプション取引に係る原証券等を保有しているものとみなして自己資本省令第7条の規定を適用して算出された市場リスク相当額

ロ 原証券等の買いポジションをプット・オプションの買付けでヘッジした場合であって、

a オプションがイン・ザ・マネーの状態 完全相殺

b オプションがアウト・オブ・ザ・マネーの状態 原証券等の市場リスク相当額とオプションのアウト・オブ・ザ・マネーの額のいずれか小さい方の額

ハ 原証券等の買いポジションをコール・オプションの売付けでヘッジし、オプションがイン・ザ・マネーの状態 原証券等の市場リスク相当額からオプションのイン・ザ・マネーの額を控除した額

ニ 原証券等の売りポジションをコール・オプションの買付けでヘッジした場合であって、

a オプションがイン・ザ・マネーの状態 完全相殺

b オプションがアウト・オブ・ザ・マネーの状態 原証券等の市場リスク相当額とオプションのアウト・オブ・ザ・マネーの額のいずれか小さい方の額

ホ 原証券等の売りポジションをプット・オプションの売付けでヘッジし、オプション

ンがイン・ザ・マネーの状態 原証券等の市場リスク相当額からオプションのイン・ザ・マネーの額を控除した額

(注)

① コール・オプションの買付け及びプット・オプションの売付けは原証券等の買付けと、また、コール・オプションの売付け及びプット・オプションの買付けは原証券等の売付けとみなす。

② ディープ・イン・ザ・マネーとは、原証券等の価格がそのリスク・ウエイト分だけ変動しても、なお、イン・ザ・マネーの状態を継続するような状態にあるオプションをいう。すなわち、コール・オプションについては、原証券等の時価がそのリスク・ウエイト分下落しても、なお、行使価格を上回るオプション、また、プット・オプションについては、原証券等の時価がそのリスク・ウエイト分上昇しても、なお、行使価格を下回るオプションをいう。

③ 計算に当たっては、完全に同一のオプションの売付けと買付けは完全相殺できる。

(2) 自己資本省令第7条に規定する保有する有価証券等の中に同時に存在することにより当該有価証券等の価格の変動その他の理由により発生し得る危険が減少することとなる関係のものが対当し、当該減少することとなる危険の額が客観的に明らかにされている場合における相殺は、一定のリスク管理のもとにそれぞれの有価証券等についてリスクが管理されているものであって、(1)に該当する場合に行うことができるものとする。

(3) (1)に規定する市場リスク相当額の差額とは、取引に係るそれぞれのポジション(ロング又はショート)に応じた市場リスク相当額を算出し、大きい方の市場リスク相当額から小さい方の市場リスク相当額を控除した額をいう。

(4) (1)の④の相殺のうち6-別表3に掲げる相殺関係の区分に該当しないものは、市場リスク相当額の計算の方法について次に掲げる具体的審査項目を基準として、金融監督庁長官等の認める場合に限り相殺することができる。

(1) 自己資本命令第7条に規定する相殺は、対象となっている有価証券等について、そのポジションの時価額の把握が的確に行われていること等、ポジションの相殺に相応しいリスク管理が行われている必要があることに留意する。

(2) 自己資本命令第7条第1項各号に規定する市場リスク相当額の差額とは、取引に係るそれぞれのポジション(ロング又はショート)に応じた市場リスク相当額を算出し、大きい方の市場リスク相当額から小さい方の市場リスク相当額を控除した額をいう。

(削除)

- ① 有価証券等の種類及び取引の形態
- ② 他の取引との区分管理の状況
- ③ 市場リスクの管理者及び自己資本規制全体の管理者の有無
- ④ 根拠資料を基にした理論的に十分な説明
- ⑤ 相殺係数及び最適ヘッジ比率等の内容
- ⑥ 具体的な事例
- ⑦ その他社内管理体制の状況等

(5) (4)の⑤に掲げる相殺係数（平成6年2月14日以前に既に当局により認められた相殺係数がある場合の当該相殺係数を含む。）の基準については、当該相殺係数が次に掲げる相殺係数の区分に該当する場合には、その区分に応じ、当該次に定める係数（「基準係数」という。）以上である場合に、当該基準を満たしているものとする。

- ① 東京証券取引所の開設する市場における有価証券指数等先物取引（東証株価指数を対象とするものに限る。）と株式バスケット（複数の株券について合理的な仕組みに基づき当該指数と常に90%を超える価格の連動が確保できるよう管理、保有している場合における当該株券をいう。以下同じ。） 0.3
- ② 大阪証券取引所の開設する市場における有価証券指数等先物取引（300銘柄を対象とするものに限る。）と株式バスケット 0.2
- ③ 大阪証券取引所の開設する市場における有価証券指数等先物取引（225銘柄を対象とするものに限る。）と株式バスケット 0.2
- ④ 外国有価証券市場において行われる③に掲げるものと類似の取引と株式バスケット 0.2
- ⑤ 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券と株式バスケット 0.1

(6) 自己資本省令第7条に規定する相殺により市場リスク相当額を計算する場合には、6-1(1)ただし書の規定は適用しないこととする。

(新設)

(削除)

(削除)

6-7 分解法

- (1) 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第107号）第1条の規定による改正前の証券取引法第28条第2項第1号の免許を取得していなかった証券会社等、ディーリング業務の経験及びそれに伴うリスク管理の経験が浅いと認められる証券会社等が分解法により市場リスク相当額を算出している場合には、適宜、ヒアリング等により算出方法及び管理方法を確認するものとする。
- (2) 自己資本命令第8条第1項の規定により算出方法を説明した書類には、各リスク・カテゴリーごとの有価証券等の種類別の市場リスク相当額の算出方法、市場リスク相当額を算出する部署及び市場リスク相当額を検証する部署を記載させるものとする。
- (3) 自己資本命令第8条第4項第2号に規定する流動性の高いポートフォリオとは、指定国等以外の国等の株券等とは完全に別個に組成され、かつ、管理されたものであって、銘柄数が25以上で、かつ、時価額でみて特定の業種への偏りが少ないもの、又は、銘柄数が25以上で、かつ、当該銘柄の中に価格が負の相関関係を示すものが多数含まれているものをいう。
- (4) 自己資本命令第8条第4項第2号に規定する代表的な株価指数等先物取引に連動し当該先物取引に係る株価指数の構成銘柄のみで構成されているものについては、自己資本命令第8条第4項第2号に規定する「ポートフォリオの流動性が高いもので、かつ、すべての銘柄が指定国等で発行される株券等で構成され、1銘柄当たりのポートフォリオに占める割合が5パーセント以下のもの」に準じた個別リスク相当額の把握を認めるものとする。
- (5) 次に掲げる株価指数に係る株価指数等先物取引は、自己資本命令第8条第4項第2号に規定する代表的な株価指数等先物取引に該当すると解することができるものとし、同令第8条第4項第2号に規定する指定国等におけるその他の株価指数等先物取引についても、取引の状況に鑑み代表的と認められるものについては、当該規定に該当すると判断することができるものとする。
 - ① 日本国 日経平均株価指数、東京証券取引所株価指数及び日経300株価指数
 - ② アメリカ合衆国 S & P500株価指数及び日経平均株価指数
 - ③ イタリア共和国 M I B30株価指数

④オーストラリア オール・オーディナリー株価指数

⑤オランダ王国 EOE株価指数

⑥カナダ TSE35株価指数

⑦グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 FTSE-100株価指数及びFTSE-Mid250株価指数

⑧シンガポール共和国 日経平均株価指数及び日経300株価指数

⑨スイス連邦 SMI株価指数

⑩スウェーデン王国 OMX株価指数

⑪スペイン IBEX株価指数

⑫ドイツ連邦共和国 DAX株価指数

⑬フランス共和国 CAC40株価指数

⑭ベルギー王国 BEL20株価指数

⑮香港 ハンセン株価指数

(6) 自己資本命令第8条第11項第4号に規定する具体的な事例については、複数の事例を確認するものとする。

(7) 自己資本命令第8条第16項第2号に規定する調整係数とは、ガンマを基に計算されたリスクを金額ベースに直すために使用する係数をいう。

(8) 自己資本命令第8条第16項第3号に規定する「原資産の時価額のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下に100分の25変動した場合」とは、原資産ごとに異なるボラティリティを適用している証券会社にあつては、リスク・カテゴリーごとに当該ボラティリティが一律に1.25倍に上昇した場合又は一律に0.75倍に下降した場合をいい、想定変動額の合計額とは、リスク・カテゴリーごとにボラティリティが上昇又は下降した場合のうち損失額が大きくなる場合の当該損失額をいう。

(9) 自己資本命令第8条第17項の規定の株券等に係るオプション取引に対する適用については、当該株券等が上場されている証券取引所が同一であること、当該株券等が上場されている証券取引所が同一国内にあること又は原資産が大証証券取引所、シカゴ・マーカンタイル取引所及びシンガポール国際金融取引所に上場されている日経平均株

(新設)

6-7 取引先リスク相当額

- (1) 自己資本省令第8条第1項の規定により与信相当額を算出する方式をオリジナル・エクスポージャー方式という。
- (2) 自己資本省令第8条第2項に規定する予託された資産が有価証券等以外のものであ

価指数先物取引又は日経300株価指数先物取引である場合を、原資産が同一であるとみなすことができることに留意する。

6-8 内部管理モデル方式

- (1) 自己資本命令第9条第7項第8号に規定する内部監査及び外部監査については、申請時までに行われていない場合であっても、その社内体制が整っていると認められる場合には、承認できるものとする。ただし、初回の内部監査報告書の写し及び初回の外部監査報告書の写しの提出を求めるものとする。
- (2) 内部管理モデル方式を利用している証券会社に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデルに係る外部監査の結果を確認するものとする。
- (3) 自己資本命令第9条第10項の規定により、直近90営業日以上データをを用いて申請した証券会社に対して内部管理モデル方式の使用を承認する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。
 - ① 内部管理モデル方式使用後、250営業日の営業日ごとの損益の額及び当該期間中の超過回数を、報告しなければならない。
 - ② 上記超過回数の状況に鑑み必要があると認められるときは、内部管理モデル方式の使用承認を取り消し、同方式の使用を停止し又は同方式の内容を変更すべき旨の指示をすることがある。

6-9 取引先リスク相当額

- (1) 自己資本命令第10条第2項の規定により与信相当額を算出する方式をオリジナル・エクスポージャー方式、同条第3項及び第5項の規定により与信相当額を算出する方式をカレント・エクスポージャー方式という。
- (2) 証券会社が、自己資本命令第10条第4項の規定により予託された資産の時価額を与

って固定資産に該当するものであるときには、市場リスク相当額の計算に当たっては100%のリスク・ウエイトで計算するものとする。

(3) 自己資本省令第8条第3項に規定する個々の取引又は資産に係る取引先リスク相当額を他の方法により客観的に計算できる場合の当該方法により得られる取引先リスク相当額は、次に掲げる区分に応じ、当該次に定める額を与信相当額として(「カレント・エクスポージャー方式」という。)、当該与信相当額に自己資本省令別表第3に掲げる取引及び資産の区分並びに取引先区分に応じ、同表に定める率を乗じて得られる額とする。

① 異なる通貨間の金利等のスワップ取引及び先物外国為替取引(以下「外国為替関連取引」という。)で契約の残存期間が1年以下の場合 当該取引に係る元本額に1%を乗じて得られる額と、契約価額と当該価額の時価額との差額であって、別の取引先と同じ内容の契約をしたと仮定したときに新たに負担すべき額(以下「再構築コスト」という。)との合計額

② 外国為替関連取引で契約の残存期間が1年を超える場合 当該取引に係る元本額に5%を乗じて得られる額と再構築コストとの合計額

③ 金利のスワップ取引及び金利先渡取引(以下「金利関連取引」という。)で契約の残存期間が1年以下の場合 再構築コスト

④ 金利関連取引で契約の残存期間が1年を超える場合 当該取引に係る元本額に0.5%を乗じて得られる額と再構築コストの合計額

(4) (3)の再構築コストは、法的に有効な相対ネットリング契約下にある取引については、ネット・アウト後の金額とすることができる。

信相当額から控除している場合には、当該資産が担保として相応しいものであるかどうか、及び当該資産の時価額が適切に把握されているかどうかを、適宜、確認するものとする。特に、取引の相手方が関係会社である場合には、入念に確認を行うものとする。

(削除)

(3) 自己資本命令第10条第6項に規定する法的に有効な相対ネットリング契約とは、関係各国の法律の下において法的有効性を有している相対ネットリング契約のことをいい、法的有効性については、取引の相手方が破綻した場合又は取引の相手方との間で紛争が生じた場合、関連する法律に照らして、証券会社の与信が当該ネットリング契約の下で相殺された金額に留まると所管の裁判所又は監督機関が合理的に判断するであろうことを示す、法的見解(リーガル・オピニオン)を書面により確認しているか

(5) 自己資本省令第8条第4項の規定に基づき、金融監督庁長官等の承認申請を行おうとする証券会社又は外国証券会社に対しては、次の①から③までに掲げる事項を記載した承認申請書並びに④及び⑤に掲げる添付書類の提出を求めるものとする。

- ① 取引の種類及び取引の形態
- ② 取引先リスク相当額の算出方式
- ③ 算出方式に関する説明
- ④ 算出方式の根拠となる資料
- ⑤ 取引先リスク相当額の複数の具体的な算出事例
(新設)

(6) 自己資本省令第8条第4項の規定に基づき金融監督庁長官等の承認を受けた方式により算出した取引先リスク相当額の同令第11条に規定する別紙様式への記載については、「4.リスク相当額」の「(2)取引先リスク相当額」の「合計(E)」欄の上欄に必要な欄を設け、適宜記載するものとする。

どうかを確認するものとする。

なお、関連する法律については、少なくとも、次に掲げるものを調査しているかどうかを確認するものとする。

- ① 取引の相手方に設立の免許又は許可を与えた国の法律及び取引の相手方の国外の営業所の所在する国の法律
 - ② ネットिंगの対象となる個々の取引に係る法律
 - ③ ネットングを行うために必要な契約に係る法律
- (4) 同一の取引先に同一内容の取引を行う等、当該取引の法的有効性が明らかであると証券会社の内部管理部門が認めた取引を再び行う場合には、個々の相対ネットング契約ごとのリーガル・オピニオンの存在を確認する必要はないことに留意する。
- (削除)

(5) 自己資本命令第10条第7項の規定により、取引の相手方が支払うべき金額を取引先リスク相当額とした場合は、当該取引により計上した立替金に係る取引先リスク相当額の算出は要しない。

(6) 自己資本命令第10条第9項の規定に基づき、取引先リスク相当額に加える額の自己資本命令別紙様式第1号への記載については、「4.リスク相当額」の「(2)取引先リスク相当額」の「合計(E)」欄の上欄に必要な欄を設け、適宜、記載するものとする。

(7) 自己資本命令別表第13に掲げる保証予約とは、形式及び名義の如何にかかわらず、将来において債務保証契約の成立を約する契約をいし、名義上、経営指導念書(関係

会社等が金融機関等から借入れを行う際に同社への監督責任を認め、関係会社等への経営指導等を行うことを約して債権者に差し入れる文書をいう。)であっても、その記載内容に基づく法的効力が債務保証又は保証予約と同様と認められるものであって、財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第58条の規定により貸借対照表に注記しなければならないものに該当するものを含むことに留意するものとする。

- (8) 簡易保険事業団及び年金福祉事業団は、別表第14に掲げる指定国の政府機関に準ずる者に該当する。
- (9) 自己資本命令別表第14における指定格付を付与された者の認定にあたっては、複数の指定格付機関の格付を確認する必要はない。
- (10) 証券会社が自己資本規制比率に関する届出書の作成にあたって、指定格付を付与された者として認定した相手方に関して格付を確認した格付機関を、適宜、確認するものとする。
- (11) (9)の規定にかかわらず、デリバティブ取引の相手方に関しては、複数の指定格付機関の格付を参考に、証券会社が与信管理を行うよう、指導するものとする。
- (12) 自己資本命令別表第14備考1の短期債格付において指定格付と同等の格付が付与されている場合には、指定格付を付与されたものとみなすという規定の趣旨は、短期債格付という性格に鑑み、契約期間が1年以下の取引及び資産について適用できるということであり、当該短期債格付については、以下の格付によっているかどうか留意するものとする。

株式会社日本格付投資情報センター a-1+ a-1 a-2 a-3

株式会社日本格付研究所 J-1+ J-1 J-2 J-3

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク P-1 P-2 P-3

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ A-1+ A-1
A-2 A-3

フィッチ・IBC A・インク F1+ F1 F2 F3

ダフ・アンド・フェルプス・クレジット・レーティング・カンパニー D1+ D1

6-8 基礎的リスク相当額

- (1) 自己資本省令第9条に規定する基礎的リスク相当額の計算において、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が1年に満たない場合には、合理的な計算方法で1年間の同条に規定する営業費用の額に相当する額を計算したうえで、基礎的リスク相当額を算出するものとする。
- (2) 自己資本省令第9条に規定する営業費用に準じて計算する費用は、毎月末主要勘定残高表に記載した各月の販売費・一般管理費（減価償却費を除く。以下同じ。）及び金融費用（特定取引勘定を設けている証券会社にあつては現先取引費用を除く。以下同じ。）とし、同条に規定する1年の各月のうちに決算経理により3月末に加減した販売費・一般管理費及び金融費用がある場合は、これを加え又は控除することとする。（決算経理については1年の各月の販売費・一般管理費及び金融費用に対応させて再計算しないことに留意する。）

D1- D2 D3

トムソン・バンクウォッチ・インク TBW-1 TBW-2 TBW-3

- (13) 公表又は未公表を問わず、金融監督庁若しくは財務局による検査又は外部監査の結果、債務超過と認められた法人は、自己資本命令別表第14備考3の「客観的に債務超過状態にあると認められた法人」に該当することに留意する。
- (14) 自己資本命令別表第14備考7に規定する連結財務諸表提出会社が付与されている格付により取引先リスク相当額を算出することができる連結会社とは、連結決算の対象会社であつて、当該連結決算について適切な外部監査を受けているものをいうことに留意し、当該事実を監査報告書により、適宜、確認するものとする。また、関係会社に対する与信相当額及び取引先リスク相当額の計算については、その内容が適正であることを、契約書及び監査報告書等を参考に、適宜、モニタリングするものとする。

6-10 基礎的リスク相当額

- (1) 自己資本命令第11条に規定する基礎的リスク相当額の計算において、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が1年に満たない場合には、合理的な計算方法で1年間の同条に規定する営業費用の額に相当する額を計算したうえで、基礎的リスク相当額を算出するものとする。
- (2) 各営業年度の決算における会計処理については、1年の各月の販売費・一般管理費及び金融費用に対応させて再計算しないことに留意する。
- (3) 自己資本命令第11条第3項の規定は、月次等の決算を行う場合に、当該決算による会計処理を営業費用に反映させることを妨げるものではない。

(3) 自己資本省令第9条に規定する営業費用に準じて計算する費用は、計上された額を計算の対象とするが、合理的な理由があると認められるものであって次に掲げるものについては、営業費用に準じて計算する費用から控除することができるものとする。

- ① 取引関係費のうち営業収入と両建てとなる委託手数料の海外への払戻しの額
- ② 通信費のうち証券取引所の会員証券会社による非会員証券会社に対する払戻しの額
- ③ 金融費用のうち債券に係る支払経過利子の額
- ④ 外国証券会社の国内支店間の取引に係る重複計上額
- ⑤ 信用取引に係る支払利息・品借料の額（ただし、信用取引に係る受取利息・品貸料の額を限度とする。）

6-9 月次報告等

(1) 自己資本省令第11条第1項に規定する自己資本規制に関する報告書には、リスク相当額の計算方式を選択した表（6-別紙）を添付して提出することを求めるものとする。ただし、選択した計算方式に変更のない場合については、添付を要しない。

（新設）

（新設）

（新設）

（削除）

6-11 月次報告等

（削除）

- (1) 6-4-(1)の規定にかかわらず、自己資本命令第13条第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書には、自己資本命令の規定する算出方法による市場リスク相当額及び取引先リスク相当額が記載されなければならないことに留意する。
- (2) 自己資本命令第5条第7項の規定により業務の種類ごとに分解法又は内部管理モデル方式を選択した場合であって、複数のリスク・カテゴリーに属する有価証券等の市場リスク相当額を算出する場合には、自己資本命令第13条第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書の第4面の作成にあたって、各々のリスク・カテゴリーに対応する数値の記載を求めるものとする。
- (3) 自己資本命令第13条第4項の規定に基づき提出する業務又は財産の状況を説明した書類には、流動資産の状況、債務弁済の状況（短期負債の内容を含む。）、当面の資金繰り見通し及び各リスクの内容について、記載を求めるものとする。

(2) 自己資本省令第11条第2項の規定に基づき自己資本規制に関する報告書を提出した証券会社又は外国証券会社に対しては、当該報告書提出日以後、原則として、毎週末の当該者の自己資本規制比率並びに業務及び財産の状況をヒアリング等により確認するものとする。

(3) 自己資本省令第11条第3項の規定に基づき自己資本規制に関する報告書を提出した証券会社又は外国証券会社に対しては、自己資本規制比率が120%未満である間は、同報告書を、毎日、報告することを求めるものとする。

(4) 6に規定する承認申請書、届出書、報告書及び選択表の提出先及び提出部数については、自己資本省令第13条の規定を準用する。

(新設)

(略)

別紙様式2

確認事務処理状況報告書

(略)

(記載要領)

1 (略)

2 (略)

3 「証券会社の行為規制等に関する命令」第6条第2項及び「金融機関の証券業務に関する省令」第23条第2項の規定に基づく報告については記載を要しない。但し、当該報告の写しを添付すること。

(略)

(4) 自己資本命令第13条第4項の規定に基づき自己資本規制比率に関する届出書を提出した証券会社に対しては、当該届出書提出日以後、必要に応じて、当該者の自己資本規制比率並びに業務及び財産の状況をヒアリング等により確認するものとする。

(5) 自己資本命令第13条第6項に規定する「法第52条第2項の規定に違反することとなった場合」の認定は、営業日ごとに行うものであり、証券会社に対しては、自己資本規制比率が120%未満である間は、営業日ごとに同項に規定する自己資本規制比率に関する届出書の提出を求めるものとする。

(削除)

(6) 自己資本命令第14条各号に掲げる事項については、決算修正後の数値を用いることは妨げないものとするが、法第52条第3項に規定する書面には、決算修正後のものである旨を明記することを求めるものとする。

(略)

別紙様式2

確認事務処理状況報告書

(略)

(記載要領)

1 (略)

2 (略)

3 「証券会社の行為規制等に関する命令」第6条第2項及び「金融機関の証券業務に関する省令」第23条第2項の規定に基づく報告については記載を要しない。

(略)